

氏名	佐中 忠 司
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	論経博第 259 号
学位授与の日付	平成 12 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	英国電気通信事業成立史論

論文調査委員 (主査) 教授 植田和弘 教授 藤井秀樹 教授 西牟田祐二

論文内容の要旨

本論文は、かつて世界の資本主義経済発展をリードしてきた大英帝国における電気通信事業、その初期の約30年間における事業経営の諸相と国家による電気通信政策との政治経済的諸関係を解明するべく、歴史的・実証的な問題点の掘り下げと体系的整理を試みた労作であり、次の各章から構成されている。

英国における初期の電話事業は、1911年末の全面的な国有化まで、その大部分が民間事業であり、一部に地方公営や国営(通信局)などの諸形態も混在していた。国有化後は、第二次世界大戦後の公社形態の一時期もあるとはいえ、1980年代央のいわゆるサッチャーリズムの下での「民営化」によるブリティッシュ・テレコム(BT)の誕生まで、その経営形態に本質的な変化はみられなかった。BTは、現在世界有数の情報ネットワーク産業として文字通りグローバルな活動を展開している。

本論文では、地元英国の資料・史料を新たに収集し、とくに地方公営事業形態という世界的にもまれなケースに、今回はじめて焦点を当て、その間の歴史的事実関係の社会科学的分析とまとめに力を注いでいる。「第1部英国における初期の電気通信事業政策と地域の電話事情」においては、19世紀末の20年余の間における電気通信事業の実態と中央政府によるその政策の推移について、総体的な検討を行っている。

まず、「Ⅰ. 英国における初期の電気通信事業政策(1)―電信主義の時代」で、電信事業(電報)の国家独占政策についての基本的な構造と特徴、ついで当初の電話事業政策といわゆる「1880年判決」(電話=電信)について、史料にもとづく論証を試みる。中央政府は、当時国有企業としての電信事業の利害を防衛することを第一義とし、その手ごわい対抗者たりうる電話事業をある意味で敵視し、その積極的な振興や助成にはどちらかといえば冷めた態度に終始した。その当時の電話事業政策は、消極的ないし抑圧的なスタンスが基調をなしていたことを明らかにしている。

つぎに、「Ⅱ. 英国における初期の電気通信事業政策(2)―免許制度、ウェイリーヴ、幹線電話国有化」においては、電話事業の免許制といわゆるウェイリーヴ(亭話敷設権)との関連性と問題点、さらに電話幹線とその国有化の推移について、事実関係の裏付けとその政策論的意義を検討している。すなわち、最大の民間電話事業会社ナショナル・テレホン・カンパニー(NTC)の実質的独占化の進行、それに対する牽制策として、一方では通信省による電話事業免許制度の導入と活用によりロイヤルティの賦課やウェイリーヴ権を云々するとともに、他方では民営の生命線ともいべき電話幹線部門の国有化を迫った事情を実証的に展開している。

「Ⅲ. 英国における電話事業への地方都市の参入」では、民間独占に対抗する事業体として地方公営電話事業の参入をある意味では政策的に誘導しようとする中央政府による政治的過程に関する幾多の史料を比較考量している。すなわち、地方都市の電話事業への参入の途へとつながる法制度の整備の過程、起業化の可能性が考えられる主要地方都市、そこにおける電話事情の現状との比較検討、さらには、電話事業への地方都市の実際の参入にともなう具体的な状況についての当時の調査報告書等、それらの詳細な検討と比較分析を行っている。当時の英国政府がこうした政策スタンスに終始したために、先進的な電話技術の飛躍発展や電話の世界的な普及への対応に遅れが目立ち、ひいては広範な国民的なニーズにももたらした結果

となったことを論証している。また、国内電気通信システムの不十分さが焦眉の問題となり、政府の従来の電気通信政策の大転換と全国的統一性を求める声が各方面で高まって、これが地方公営化云々の社会的背景ともなっていることが、史料的にも確認されている。

「第Ⅱ部 英国における地方公営電話事業」では、20世紀初頭の一時期のわずか数年間に実際に電話事業に参入してきた諸都市の実例に即して当時の実態を解明している。それぞれの地元に残されている史料を実地に渉猟し可能な限り丹念に個別収集することにつとめ、それぞれの都市における具体的状況や地域的特殊性について、代表的な4つの都市を中心に詳細な掘り下げを行っている。

まず、「Ⅳ. タンブリッジ・ウェルズ市営電話事業」では、タンブリッジ・ウェルズ市営電話事業の成立の事情とその売却の過程について、実証的な検討を加えている。「Ⅴ. グラスゴー市営電話事業」では、グラスゴー市営電話事業の創業、同事業の展開—経営状況の分析、さらにはその売却にいたる過程を跡付けている。「Ⅵ. ポーツマス市営電話事業」では、ポーツマス市営電話事業の創設の過程、同市営事業の経営実態の展開、さらには通信省へのその売却にいたる詳細な史料的研究を踏まえた分析と総括を行っている。「Ⅶ. ハル市営電話事業」では、100年になんんとする歴史を誇るハル市営電話事業、その創設当時の状況を踏まえた歴史的諸相を跡付け、同市営事業の創設と存続を規定した諸側面について、幾多の史料を駆使しながら考察を試みている。さらに、数少ない史料のみを残すにとどまっているスウォンジーおよびブライトンのそれぞれの市営電話事業、それらの状況についての説明も補足的に追加されている。

「第Ⅲ部 英国における初期電話事業—雲話事業の地方公営化が挫折した事例と初期電気通信事業の歴史的総括」で、以上の実証的分析の総体と理論面からの総括を行っている。

「Ⅷ. 電話事業の地方公営化をめぐる逡巡」において、当時種々検討はなされたという事実はあるものの、結果的には地方公営電話事業の具体化には至らなかった事例も比較検討している。つまり、リヴァプール市とイーストボーン市の事例を取り上げて史料的研究を加えることにより、電話事業の地方公営化にともなう政治経済学的諸問題を多面的かつ総合的に把握しようとしている。ついで、「Ⅸ. 英国における初期電気通信事業の歴史的総括」では、これらの史料収集と分析の成果に、財政学や公企業論の立場からの視点を対置し、この間の歴史段階における全体的な意義づけとともに国家資本論を視野にいれ学問的関連性や将来的研究課題等についての理論面からの配慮も加えている。

末尾には、本文の英文サマリーを掲載し、ハル市公文書館所蔵の電気通信事業関連の史料リスト一覧をも紹介、国際的交流や将来的研究の一助としての配慮も行っている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、英国内における電気通信事業の黎明期約30年間における事業経営の諸形態と国家の政策について、その歴史的実態を解明した労作である。地道な資料収集によって地元の一次資料・史料を新たに発掘し、とくに地方公営事業形態という世界的にもまれなケースを取り上げ綿密な実態調査に基づいて、以下に示すようないくつかの新たな知見を得ており、電気通信産業の成立過程や民営化論に関する今後の研究にとっての共通の基礎を確立したと評価できる。このことは、本論文の基本的な特徴であり、貴重な学術的貢献である。

研究の成果として評価できる点は、以下のとおりである。

第一に、電信から電話への電気通信の発展過程における電話事業免許政策、ウェイリーヴをめぐる紛糾、電話幹線の国有化、地方自治体の電話事業参入等々、電話事業成立期の歴史的事実が著者の発掘になる多くの新資料に基づいて詳細に明らかにされ、ネットワークを基本とする革新的通信技術の導入とその通信施設の形成をめぐる国、自治体、企業間の対立と緊張を含む不安定な相互関係とその要因が、技術の発展段階とその評価の不確実性や国有化論に着目して解明されており、このことは当時の国家政策の基本的立場をはじめて明らかにしたのものとして貴重な学術的貢献であり、高く評価できる。

第二に、ハル市をはじめとする4市営電話事業の成立とそれが私企業ナショナル・テレホン・カンパニーまたは通信省へ売却された場合、および最近まで国有化や民営化を免れ市営を継続した場合についての比較分析の結果をふまえて、4都市の当時における具体的な政治・産業状況や市営事業の経営状況の違い、さらにはナショナル・テレホン・カンパニーおよび通信省の対応の違いの中での電話事業成立過程を対比的に明らかにしえたことは、電気通信事業成立史論を豊富化させるも

のであり、貴重な学術的貢献として、高く評価できる。

第三に、同時に、初期の地方公営電話事業の生成と消滅あるいは進展していく状況に対して、市営への賛否両勢力の見解と動向が豊富な原資料を駆使して整理されたことは、現代に至る電気通信事業の経営形態をめぐる論争を彷彿とさせるところがあり、公益事業論としても興味深い。

第四に、逋信省がナショナル・テレホン・カンパニーの免許期限の到来を機会に同社の接収協定を締結するに至った経緯、特に買収協定の交渉、議会の審議、国有化をめぐる地方の動向等から、電気通信事業の国有化要求は、典型的なネットワーク型公益事業・電気通信事業における自由競争と営利性の追求が、全国的統一的管理と体系性の欠如をもたらすという事実が誰の目にも明らかになった時であることを歴史的事実として摘出したことは、今日的な社会経済的諸条件や技術の発展段階に照応させた合理的規制のあり方を考察する上でも前提となるべき貴重な知見であり、学術的貢献として高く評価できる。

同時に、本論文は、我が国ではもちろん地元英国においても学問的蓄積の浅い分野の先駆的な研究であるだけに、研究全体の進展にも待つべき、いくつかの論点が残されている。まず挙げられるのが競争のための基本ルールの重要性とその設計のあり方についての逋信省の見解とその根拠に関する検討である。また当時の英国がおかれていた世界史的条件との関連についての吟味や当該産業の範囲を超えた広い観点からの考察も国家戦略とのかかわりでは不可欠であろう。

しかしながら、これらの問題は、著者が提起し、克明に明らかにした英国電気通信産業史に関する研究の先駆性と調査の諸結果、それによってもたらされた貴重な学術的貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値のあるものとして認める。なお、平成12年9月4日、論文内容と、それに関連した試問を行った結果、合格と認めた。